注意事項

本事業のご利用にあたり、以下の事項についてご了承ください。

- (1) 内定後、運営事業者がご自宅を訪問し、保育が可能な環境であるかの確認を行います。 保育環境として不適切であると判断した場合、利用をお断りすることがあります。
- (2) 保育者の指名はできません。
- (3) 昼食、おやつ等は、保護者にご用意いただきます。食事の温め、簡単な盛り付けは可能ですが、調理はできません。ただし、必要な器具等をご用意いただければ調乳は可能です。
- (4) 食事等の提供はありませんが、保育料から食事等の費用は差し引きません。
- (5) 自宅以外への保育者の訪問はできません。
- (6) 利用児童として決定された児童以外のお子さんは一緒に保育できません。
- (7) 保育者の訪問可能な日時は、保護者や同居者が在宅していない場合に限ります。ただし、 居宅内就労、疾病、介護等による利用の場合を除きます。
- (8) 保護者が帰宅した時点で、当日の保育は終了となります。
- (9) 杉並区外に転出した場合は、利用終了となります。
- (10) 産休後、育児休業を取得する場合は、利用終了となります。
- (11) 公共交通機関が不通の場合、保育者が利用したタクシー料金をご負担いただきます。金額については、運営事業者にお問い合わせ下さい。
- (12) 急な保育、延長保育には、別途、運営事業者が定める金額が必要です。
- (13) 居宅訪問型保育事業は、待機児童対策として、認可保育施設に入所するまでの利用事業のため、利用開始の翌月から、認可保育施設への転所申請をしていただきます。認可保育施設転所が内定した場合、必ず転所をしていただきます。内定の辞退はできません。
- (14) 障害や疾病等により、医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童(0~2歳) を対象とする居宅訪問型保育事業については、別途、ご相談ください。
- (15) 上記の外、運営事業者との契約条件を遵守してください。



く問合せ先>

事業全般に関すること:杉並区保育課保育施設計画係保育相談に関すること:杉並区保育課保育相談係〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1電話03-3312-2111(代表)